

議案第 7 号

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 16 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
 条例

令和 年 月 日
 那須烏山市条例第 号

第1条 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額<u>に100分の170.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

第2条 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額<u>に100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

附 則

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 第2条** 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。